

東電福島原発事故の損害賠償における

無料相談会 & 請求書作成支援

【こんなご相談を専門家がアドバイスします！】

- ・相続人全員と連絡が取れない場合、賠償金は受け取れないのですか？
- ・精神的損害の増額事由についてよく分からない。
- ・追加賠償の請求書に添付する必要書類が分からない。



中間指針第五次追補等に係る追加賠償の請求がお済みでない方は、ぜひご相談ください。**自主的避難等対象区域**の方々も対象となります。

日時 7月27日（土） 10:00～16:00
(休憩12:00～13:00)

会場 新潟県 長岡市

『長岡商工会議所』

※詳細は裏面

■個別相談・作成支援は必ず

事前予約をお願いいたします。

事前予約はこちらから

 **0120-330-540**

(通話料無料)

受付時間 9:30～17:00

月～土（祝休日を除く）

弁護士による個別相談

- 原子力損害賠償全般のご相談に対応いたします。
- 原則として**1組1時間**までご相談いただけます。

行政書士による請求書作成支援

- 追加賠償の**請求書をお持ちください。**
- 追加賠償の請求書のみ作成を支援致します。
- 請求書へはご自身で記入をお願いしております。



原子力損害賠償・廃炉等支援機構

Nuclear Damage Compensation and Decommissioning Facilitation Corporation

【会場】 長岡商工会議所 6階 601会議室

住所：新潟県長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3

【周辺案内図】 JR長岡駅（大手口）より徒歩約12分
専用駐車場（建物奥のスペース）があります。



- ・ 請求漏れがないか相談したい方
- ・ 住居確保にかかる費用の賠償請求について相談したい方
- ・ ADRの申立てについて相談したい方 など

▶ 専門家へ
ご相談
ください！

ご来場が難しい場合は、**電話相談** をぜひご利用ください！



(通話料無料)

0120-013-814

【対応時間】 10:00~13:00、14:00~17:00 月~土（祝休日を除く）

- ・ 行政書士による電話での情報提供
- ・ 弁護士による電話相談：【事前予約制】祝日を除く毎週火・木10:00~13:00

オンラインでの
ご相談も可能